

令和 2 年 1 2 月 1 日

第 8 回 廿 日 市 市 議 会 議 案
(第 4 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第8回廿日市市議会議案目次

議案第90号	廿日市市墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例	1
議案第91号	廿日市市保育園条例の一部を改正する条例	5
議案第92号	廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	9
議案第93号	廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例	13
議案第100号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に ついて	17
議案第101号	財産の取得について	21
議案第102号	公の施設の指定管理者の指定について	23
議案第103号	廿日市市教育委員会委員の任命の同意について	25

議案第 9 0 号

廿日市市墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 2 年 1 2 月 1 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例

廿日市市墓地設置及び管理条例（昭和３７年条例第１１号）の一部を次のように改正する。

別表第１二重原墓苑の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から起算して４月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（提案理由）

地元管理組合で管理を行っている二重原墓苑について、公の施設としての墓地を廃止するため、この条例案を提出するものである。

議案第 9 1 号

廿日市市保育園条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 2 年 1 2 月 1 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市保育園条例の一部を改正する条例

廿日市市保育園条例（昭和 6 3 年条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表鳴川保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

鳴川保育園の廃止に伴い、保育園の名称及び位置に係る規定を改正するため、この条例案を提出するものである。

議案第 9 2 号

廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 2 年 1 2 月 1 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

廿日市市国民健康保険税条例（昭和３５年条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第１９条第１号中「３３万円」を「４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第７０３条の５に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が５５万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第７０３条の５に規定する総所得金額に係る所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢６５歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が６０万円を超える者に限り、年齢６５歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が１１０万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあつては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第２号及び第３号中「３３万円」を「４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあつては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

第１９条の２中「所得税法（昭和４０年法律第３３号）」を「所得税法」に改める。

附則第２項中「同条中「法第７０３条の５に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「法」を「法」に、「とする。」を「とする。）及び山林所得金額」と、「１１０万円」とある

のは「１２５万円」に改める。

附 則

- １ この条例は、令和３年１月１日から施行する。
- ２ 改正後の廿日市市国民健康保険税条例の規定は、令和３年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和２年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、国民健康保険税の減額に関する規定などを改正するため、この条例案を提出するものである。

議案第 9 3 号

廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 2 年 1 2 月 1 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例

廿日市市火災予防条例（昭和３７年条例第９号）の一部を次のように改正する。

第８条の３第１項中「第４５条第１項第１０号」を「第４５条第１項第１１号」に改める。

第１２条の２第１項各号列記以外の部分中「電気を動力源とする」を「電気自動車等（電気を動力源とする）に、「原動機付自転車をいう。以下」を「原動機付自転車をいう。第１２号において同じ。）をいう。以下この条において」に、「５０キロワット」を「２００キロワット」に改め、同項中第１４号を第１８号とし、第１３号を第１７号とし、第１２号イ後段を削り、同号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第１２条の２第１項中第１２号を第１６号とし、同号の前に次の３号を加える。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあっては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあっては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電す

る機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第12条の2第1項中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第45条第1項第14号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同項第15号とし、同項中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の第12条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正されたことに伴い、急速充電設備の全出力の上限を拡大するなどの改正を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 1 0 0 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

浅原辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 2 年 1 2 月 1 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

総 合 整 備 計 画 書

広島県 廿日市市 浅原辺地
(辺地の人口：595人、面積：7.3km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 廿日市市浅原
- (2) 地区の中心の位置 廿日市市浅原2614番地1
- (3) 辺地度点数 115点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地区は、佐伯地域の南西部に位置し、大竹市、山口県岩国市と接しています。

地区の状況は、昭和35年の国勢調査人口1,701人に対し、平成31年4月1日現在の人口は595人で大幅に人口が減少し、高齢化、過疎化が進行しています。

さらに生活基盤である道路施設の老朽化も進んでおり、地域住民の不安の高まりと、高度経済成長期に建設された橋りょう等の架け替えや大規模な補修が集中し、大きな財政負担となることが懸念されています。

こうした課題に対応するため、林道長寿命化計画に基づき、計画的に点検・対策を実施し、維持管理コストの縮減及び補修費用の平準化を図ります。

今回、橋りょう点検により早期に補修する必要があると判断された林道池の谷線（丈ノ口橋）の橋りょう補修工事を行うことで、地域住民が安心して暮らせるまちづくりを推進します。

3 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和3年度まで 2年間

(単位：千円)

区分 施設名 事業主体名		事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
林道 (林道池の谷線丈ノ口橋)					
補修設計	廿日市市	4,000		4,000	4,000
補修工事	廿日市市	21,800		21,800	21,800
合 計		25,800		25,800	25,800

(提案理由)

浅原辺地において実施している事業の計画期間を延長し、事業費を追加するため、当該辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 101 号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 6 号）第 3 条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、市議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 1 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

1 財産の表示

所 在 廿日市市大野字熊ヶ浦 3 1 9 7 番 1 外 2 4 筆

種 別 土 地

地 目 宅地、山林及び雑種地

面 積 26, 472. 14 平方メートルのうち 14, 389. 43
平方メートル

2 取得価格 195, 750, 604 円

3 相 手 方 広島市中区土橋町 7 番 1 号

株式会社 中国新聞社

代表取締役 岡 畠 鉄 也

（提案理由）

市道熊ヶ浦鯛ノ原線（１工区）整備事業の用地を取得しようとするものであるが、買い入れようとする用地の予定価格が２，０００万円以上であり、かつ、その面積が５，０００平方メートル以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 102 号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市パークゴルフ場設置及び管理条例（平成 19 年条例第 32 号）
第 12 条の規定により、次のとおり廿日市市パークゴルフ場の指定管理者
を指定することについて、市議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 1 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

1 公の施設の名称

廿日市市パークゴルフ場

2 指定管理者となる団体の名称

廿日市市串戸六丁目 1 番 1 号

特定非営利活動法人 廿日市市スポーツ協会

会長 古 田 正 貴

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から

令和 8 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

廿日市市パークゴルフ場の指定管理者の指定期間が、令和３年３月３１日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 103 号

廿日市市教育委員会委員の任命の同意について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）
第 4 条第 2 項の規定により、次の者を廿日市市教育委員会委員に任命する
ことについて、市議会の同意を求める。

令和 2 年 12 月 1 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

氏 名 山 川 肖 美

氏 名 大 島 久 典

(提案理由)

廿日市市教育委員会の委員山川肖美及び大島久典の任期が、令和２年１月２３日をもって満了するので、その後任委員の任命について、市議会の同意を求めるものである。